



石綿障害予防規則等の一部を改正する省令について

厚生労働大臣は、2021年4月23日に労働政策審議会に対して、「石綿障害予防規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行いました。

これを受け、同審議会安全衛生分科会で審議が行われ、同審議会から、妥当であるとの答申がありました。

厚生労働省は、2021年5月18日に石綿障害予防規則等の一部改訂省令を発出しました。

【省令の改正案】

①石綿をその重量の0.1%を超えて含有するおそれのある製品で、厚生労働大臣が定めるもの*を輸入しようとする者は、当該製品の輸入の際に、厚生労働大臣が定める一定の資格を有する者が作成した石綿の検出の有無等を記載した書面を取得し、当該製品中に石綿がその重量の0.1%を超えて含有しないことを当該書面により確認しなければならないこと。

②製品を製造し、または輸入した事業者は、当該製品が石綿をその重量の0.1%を超えて含有していることを知った場合には、遅滞なく、製品の名称および型式等の事項について、所轄労働基準監督署長に報告しなければならないこと。

*珪藻土を主たる材料とするバスマット、コップ受け、なべ敷き、盆その他これらに類する板状の製品

【施行日】

2021年12月1日(②については、2021年8月1日)

当社では、公益社団法人 日本作業環境測定協会の石綿分析技術評価事業で A ランク評価、一般社団法人 日本環境測定分析協会の分析技能試験に合格しており、アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクターも在籍しております。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2021年5月18日付 官報

研究開発箇所 守屋貴志

亜鉛及びカドミウムの暫定排水基準見直しについて

2021年5月19日に環境省にて開催された専門委員会において、「亜鉛含有量並びにカドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準の見直し」について検討されました。

亜鉛含有量においては2021年12月10日までの期限に3業種(金属鉱業及び電気めっき業、下水道業)、カドミウム及びその化合物においては2021年11月30日までの期限に1業種(金属鉱業)、一般排水基準への対応が困難と認められ、暫定排水基準が設定されています。

今回の専門委員会では、亜鉛含有量において金属鉱業及び下水道業について2021年12月11日以降は一般排水基準(2mg/L)に移行、電気めっき業については現行の暫定排水基準値5mg/Lを4mg/Lに見直し、2024年12月10日まで延長、カドミウム及びその化合物においては金属鉱業について2021年12月1日以降は一般排水基準(0.03mg/L)に移行することが妥当ではないかとの案が出されています。

当社では、亜鉛含有量やカドミウム及びその化合物などの各種金属分析も含め、多くの排水項目の分析について長年の実績がございます。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 [2021年5月13日付 環境省報道発表資料](#)

分析技術箇所 野村咲子

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. [低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について](#)

[\(株式会社かんてんエンジニアング\)](#)

2. [〃 \(三池製錬株式会社\)](#)

3. [〃 \(ゼロ・ジャパン株式会社\)](#)

4. [水銀大気排出抑制対策の取組みの公表について](#)

5. [産業廃棄物処理施設の設置、処理業の許可等に関する状況 \(2018年度実績等\)について](#)

6. [海域における窒素に係る暫定排水基準の見直しについて](#)



アスベストの事前調査承ります！

アスベストの使用の疑いのある建築物を解体する際には、アスベスト使用有無の事前調査が必要不可欠です。弊社は平成30年基安化発第0420第1号(厚生労働省通達)に対応した分析調査に対応可能です。詳細は下記URLをご参照ください。

<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR18003.pdf>

お問い合わせはこちら

